税理士連絡協議会

令和８年 11 月６日（金）
午前 10 時 00 分～
あさひホール（ラピオ５階）

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　議題

（１）飲食料品の消費税率引下げに係る周知・広報への協力について【総務】
別添資料参照

（２）税務大学校「公開講座」について【総務】
別添資料参照

（３）各省庁のデジタル化施策について【総務】
別添資料参照

（４）キャッシュレス納付の個別相談会について【管理運営】

（５）税務調査等において提出を受けた帳簿等データの取扱いについて【法人】

別添資料参照

（６）年末調整手続の電子化の促進について【法人】

別添資料参照

（７）源泉所得税の徴収高計算書の送付の見直しについて【法人】

別添資料参照

飲食料品に係る2年間の消費税率引下げについて

国税庁
令和8年9月

本リーフレットは、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和8年9月15日閣議決定)において示された改正案の内容を説明したものです。この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、飲食料品に係る消費税率が1%(国・地方合計)に引き下げられます。

1 対象品目と適用税率

- 税率1%の対象とされるのは、**飲食料品の販売**及び保税地域から引き取られる飲食料品となります。
 - ✓ この範囲は、**令和9年3月31日以前において税率8%の対象である飲食料品の範囲と同様**です。対象品目の詳細については、**軽減税率制度Q&A(個別事例編)**をご覧ください。
- 適用税率(令和9年4月1日から令和11年3月31日まで)は次のとおりです。

	飲食料品	新聞の定期購読	その他
消費税率 (地方消費税率を含む)	1%	8%	10%

税率の適用に当たり、次の経過的な取扱いが設けられます。

2 税率変更に伴う経過的な取扱い

- 税率が引き下げられる令和9年4月1日以後に行われる飲食料品の販売であっても、一定の**定期供給契約**や**通信販売**に基づくものについては、**これまでどおり税率8%が適用**されます。
 - ✓ 税率1%を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。

売上げに係る税額より**仕入れに係る税額が大きくなる場合**、課税事業者として一般課税(本則課税)で申告することで、**消費税の還付**を受けられます。

今回の改正では、必要な届出書の提出時期について、次の特例が設けられます。

3 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う免税事業者は、**令和9年4月1日の属する課税期間中**(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に**「課税事業者選択届出書」を提出**すれば、その課税期間から**課税事業者となることができます。**



- ✓ この特例を適用する場合、令和9年1月1日から課税事業者となり、**1月から3月までの飲食料品の販売については、税率8%が適用**されます。また、令和9年及び令和10年の**2年間は課税事業者**となります。
- ✓ ただし、**インボイス発行事業者の登録を受ける場合、課税期間の途中**(例えば、税率引下げにあわせて令和9年4月1日)**から課税事業者となることができる経過措置**もあります。

4　簡易課税から一般課税(本則課税)になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う簡易課税事業者は、**令和9年4月1日の属する課税期間中**(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に**「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出**すれば、その課税期間から**一般課税により申告することができます。**
- また、簡易課税を選択した場合、2年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の販売を行う簡易課税事業者の**令和9年4月1日の属する課税期間**については、**この2年間の継続適用要件**(いわゆる2年縛り)**は適用しない**こととされます。

飲食料品の販売を行う簡易課税事業者について、**税額の計算方法に関する特例**が設けられます。

5　簡易課税制度の計算方法の特例

※　**2割特例・3割特例**を適用する場合も**同様**です。

- 簡易課税制度を適用して申告する場合、業種区分にかかわらず、**飲食料品の販売**(1%対象)**に係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされます**(この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。)。

計算例

	みなし仕入率	売上金額
・飲食料品の小売	【第2種(80%)】	2,000万円(税20万円)
・雑貨などの小売	【第2種(80%)】	300万円(税30万円)

税率1%



売上税額 50万円(20万円+30万円) − [飲食料品に係る仕入税額 20万円(売上税額と同額) + みなし仕入率による仕入税額 24万円(30万円×80%)] = 納付税額 6万円

飲食料品の販売を行う事業者について、**中間申告税額を軽減できる特例**が設けられます。

6　中間申告制度の特例

- 令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その**直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率1%**(引下げ後の消費税率)**が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額**(国、地方の税額。税額がなければゼロ。)を記載した、**仮決算による中間申告書を提出**することができます。
 - ✓ 消費税率引下げの終了時においても、直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率8%が適用されたものとして中間申告税額を計算できる特例が設けられます。

価格表示について、**値札の貼り替え等に係る事務負担に配慮した特例**が設けられます。

7　飲食料品の総額表示義務の特例

- 税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、**令和9年2月1日から5月31日までの間は**、飲食料品について、**実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率8%又は1%での総額表示をしておくことが認められます**(新旧税率の混在による表示も認められます。)。
 - ✓ 「困難な事情」とは、例えば、「夜間の値札の貼り替え作業に対応できない」、「カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている」等の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない場合が該当します。
 - ✓ 消費税率引下げの終了時(令和11年2月1日から5月31日)においても同様の特例が設けられます。

◆ 消費税率引下げに関する一般的な**お問い合わせ**は、以下で受け付けています。

消費税軽減税率・インボイスコールセンター
専用ダイヤル **0120-205-553**
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く。)

◆ そのほか、消費税率引下げについて、詳しくは国税庁ホームページの**特設サイト**をご覧ください。

消費税率引下げサイト

税務大学校

受講無料

公開講座

税務大学校では、租税に関する知識の普及等に寄与することを目的として、「税を考える週間」に合わせて、公開講座を開催しています。
公開講座では、普段はあまり税に接する機会のない方から、税に関する仕事に携わる方まで、多くの方に受講いただけるよう、次の4つのテーマで開催します。
この機会に、是非受講をご検討ください。

個人オーナーの賃貸用不動産に生じた各種経費の控除方法



税務大学校 客員教授
横浜国立大学・明治大学 名誉教授
岩﨑 政明

移転価格税制の概要及び現状について
～ローカルファイル要件の各国比較を中心として～



税務大学校 研究部 教授
鷲津 晋一

国税の審査請求について
～税務署長等の処分に不服があるとき～



税務大学校 研究部 主任教授
鈴尾 泰彦

相続税制の概要と令和における動き



税務大学校 専門教育部 教授
甲斐 裕也

開催期間 令和8年11月6日(金)8:30から27日(金)17:00まで
※期間中はいつでも、どの講座から(1講座のみ)でも受講可能です。

開催形式 オンデマンド配信
(1講座当たりの時間は60分又は90分です。)

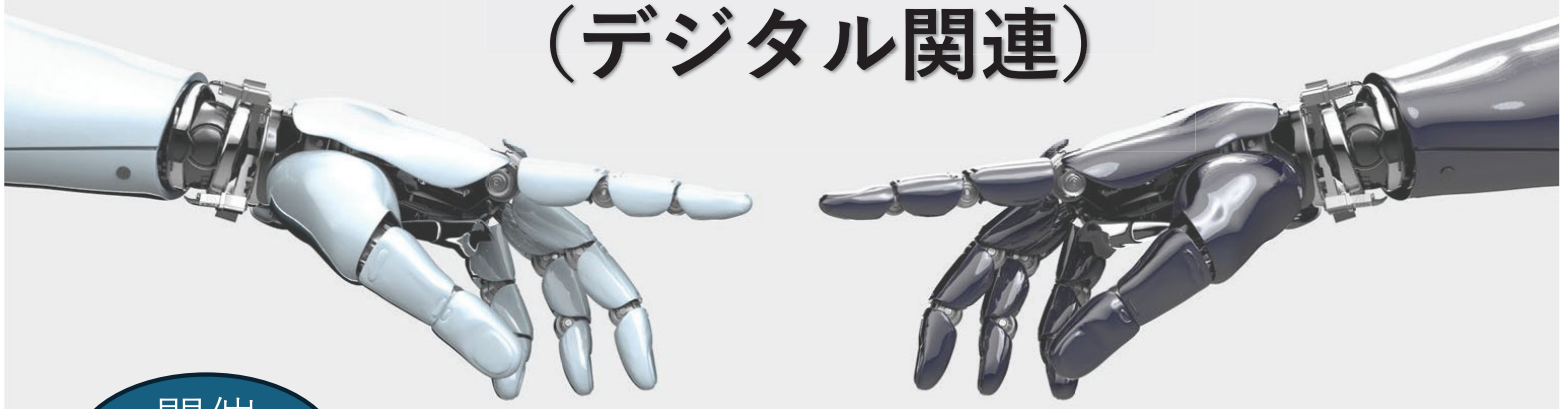
詳しくは、ホームページで

税大　公開講座　検索

申込方法 9月1日(火)から11月26日(木)までに、
税務大学校ホームページの申込画面にて必要事項を入力
(申込みをされた方に、受講案内メールをお送りします。)

11月11日から17日は「税を考える週間」です。

令和９年度概算要求等に関する省庁合同説明会（デジタル関連）



開催案内

令和８年**10月26日～11月26日**開催
YouTubeにて限定公開
※申込者は期間中はいつでもご覧いただけます。

視聴無料
要申込み

本説明会では、地方創生の取組に加え、強い地域経済の構築に向けた各省庁の取組として、地方公共団体、一般企業及び団体等を広く対象に、各省庁がそれぞれ推進しているデジタル化施策や令和９年度概算要求の内容等について説明します。

説明省庁

自治行政局、名古屋国税局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、中部環境局、東海総合通信局

対象者

地方公共団体、企業、団体等で、各省庁のデジタル化施策・予算に関心がある方

申込方法等

▶申込先URL (Microsoft Forms)：https://forms.cloud.microsoft/r/Hsih6Bz0ah
▶申込期限：**令和８年１１月２０日（金）**まで
▶お申込みの際にお知らせいただいた個人情報については、本説明会への参加に関する手続及びアンケートの再案内に使用し、第三者に開示・提供・預託は行いません。また、使用後速やかに廃棄します。

主催：東海総合通信局、東海情報通信懇談会
問合せ先：TEL 052-971-9405 ✉ tokai-shinko@soumu.go.jp

プログラム

総務省 自治行政局	「自治体DX推進に向けた 総務省の施策について」
国税庁 名古屋国税局	「税務行政におけるDXに関する施策 ～税務行政の将来像の実現に向けて～」
農林水産省 東海農政局	「スマート農業の推進について」 「農村地域における情報通信環境の整備について」
経済産業省 中部経済産業局	「地域におけるDX推進及び サイバーセキュリティ対策の取組について」
国土交通省 中部地方整備局	「国土交通省が進めるインフラ分野のDX ～i-Construction 2.0・BIM/CIMとICT導入支援制度～」
国土交通省 中部運輸局	「持続可能な地域社会の実現のための 「交通空白」解消の深化・加速化」
環境省 中部環境局	「地域脱炭素化に向けた環境省事業について」
総務省 東海総合通信局	「ＡＸを通じた強い経済と 持続可能な地域社会の実現に向けた情報通信施策」

今後の参考とさせていただきたく、視聴後にアンケートへのご協力をお願いいたします。
各動画の概要欄のアンケートURL又は動画内の二次元コードからご回答いただけます。

主催：東海総合通信局、東海情報通信懇談会

問合せ先：TEL 052-971-9405 ✉ tokai-shinko@soumu.go.jp

【国税局・税務署】

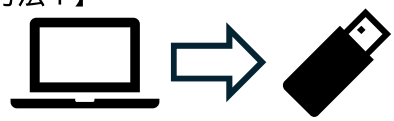
税務調査等において納税者等の皆様から提出を受けた帳簿等データの取扱いについて

税務調査等において、申告内容等を確認するため、国税通則法に規定する質問検査権に基づき、国税職員から納税者等の皆様へ、帳簿書類その他の物件に係る電磁的記録（以下「帳簿等データ」といいます。）の提出を求めることがあります。国税当局では、納税者等の皆様から提出を受けた帳簿等データについて、以下のとおり適切に取り扱っています。

※　電磁的記録とは、パソコンの端末などに保存している電子データをいいます。

❶ データの受領

【方法１】



税務署等のＵＳＢメモリ等を使用して、納税者等の皆様のパソコンから帳簿等データを受領

【方法２】



オンラインツールを利用して、帳簿等データを受領

❷ ＵＳＢメモリ等に一時保存



- 暗号化処理又は代替措置を必ず施し、外部への情報漏えいを防止
- 国税庁の環境下にデータを移行するなど、ＵＳＢメモリ等での保存の必要がなくなり次第、速やかにＵＳＢメモリ等のデータを消去

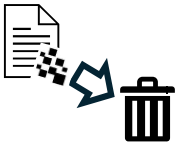
❸ 国税庁での管理



- 政府統一基準を踏まえつつ、国税職員が職務上必要な情報のみ利用可能な仕組みを構築
- 定期的なセキュリティ監査を実施
- 情報の不正利用や情報漏えい等の防止

※ 国税庁の基幹システムは、情報セキュリティに関する国際規格に基づく認証を取得しています。

❹ 保存期間満了時に削除



- 保存期間満了までの間、国税庁において定めた行政文書管理規則等に従い、厳重に管理
- 保存期間が満了した後は、同規則等に基づき確実に消去

国税職員の守秘義務について



国税職員には、国家公務員法上の守秘義務とともに、国税通則法により国家公務員法よりも重い守秘義務が課されており、国税に関する調査において知り得た秘密を漏らしたときは罰則の対象となります。

Ｑ＆Ａについて



国税庁ホームページでは「税務調査等における帳簿等データの提出依頼等に関するＱ＆Ａ」を公開しています。

国税局・税務署

いいね!! e-年調（イー ネン チョウ）

年末調整手続の電子化で業務の効率化

①年末調整手続の電子化とは？



２分で分かる！
年末調整の電子化！

電子化の概要 いいね!! e-年調
（1分56秒）

1. 年末調整に必要な控除証明書をデータ取得
2. 年末調整に関する申告書をデータ作成
3. データを利用して年税額を自動計算

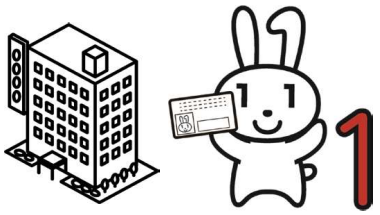
②年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与担当）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

年末調整手続の電子化関係パンフレット等はこちら

③従業員による3ステップ

発行主体　マイナポータル







1．準　備
控除証明書等をデータで取得(※)

2．作　成
申告書をデータで作成

3．提　出
勤務先にデータで提出

※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体（保険会社等）から取得してください。
なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

マイナポータル連携を行うための事前準備については、こちらをご確認ください。

※ マイナポータル連携を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。

～年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）について～

国税庁では、従業員が利用する「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。

これまで、年調ソフトについては、スマホ版及びパソコン版を提供してきましたが、スマホ版の利用が増えてきていることなどを踏まえ、**令和9年分以降**はスマホ版のみの提供となります。

現在、パソコン版の年調ソフトをご利用の場合には、スマホ版への移行をお願いいたします。

年調ソフトはこちら

国税庁　法人番号7000012050002　R8.9

所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）の送付に関するお知らせ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ、翌年使用する「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」や、所得税法の改正事項（昨年からの変更点）などを案内した「リーフレット」を送付しておりましたが、これらのうち「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」については、令和11年の年末調整の時期※から、法人税や消費税をダイレクト納付などの「キャッシュレス納付」を利用して納付されている方に対しまして、送付しないことといたします。

源泉所得税の納付についても、法人税や消費税と同じく「キャッシュレス納付」の手続をご用意しておりますので、是非ご利用ください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※１　一部の法人の方（地方公共団体の方や金融機関の方など別途個別に連絡をしている方）については、令和９年の年末調整の時期から、順次、「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」を送付しないことといたします。

２　引き続き、税務署や金融機関で「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」により納付を行われる方は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

